

犬山市文化財保存事業費補助金のご案内

文化財建造物の保護を図るため、所有者等が文化財保存事業（建造物の保存修理事業など）を行う際に、費用の一部を補助します。

◆対象物件

○登録有形文化財建造物、歴史的風致形成建造物

※現時点で対象物件に該当しない建物であっても、上記と同等の価値があると認められれば、新たに対象とすることがあります。

◆対象事業

○以下のすべてを満たす保存修理事業

- ・緊急かつ必要性のある事業
- ・工事費等必要な費用が確保できている事業
- ・年度内に完了する事業

◆対象経費

○保存修理事業のうち、外観、主要構造部（壁、柱、床、梁、屋根、階段）等に関する部分に要する経費

○防災対策（防火・耐震対策等）にかかる設備等に要する経費

◆補助金額

○対象経費の3分の2以内（上限500万円）

※同一物件に対する補助金の合計額は、最初の交付決定の日から10年以内は上限500万円

◆注意点

※事前に相談を受けた案件から順に補助をご案内するため、順番待ちとなる場合があります。

※補助件数や補助金の予算は年度ごとに決まっています。

※工事の契約後に補助申請はできません。

※修理後3年以上、当該建物に居住または店舗等として活用することが要件です。

※修理後10年以上、一般公開（外観の見学など）をすることが要件です。

※保存修理事業は現状維持または復原修理が原則です。

※事業内容については、犬山市伝統的建造物保存委員会により審査され、内容の適否や対象範囲が判断されます。工事内容の変更が求められることもあります。

※過去に景観助成金または都市景観助成金の交付を受けた建物は、対象とならない場合や上限500万円の補助とならない場合があります。

（裏面）手続きフロー

【連絡先】

犬山市 教育委員会 歴史まちづくり課(本庁舎3階)

TEL 0568-44-0354 / FAX 0568-44-0372

メール 070700@city.inuyama.lg.jp

犬山市ホームページ URL

<https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/bunka/1001081/1001082.html>

補助金 HP



◆手続きフロー（登録有形文化財建造物の場合）

